

13 定数と選挙区に関する条例の一部を改正する条例案に対する反対討論

2014年10月10日

日本共産党の村岡正嗣です。

議第21号議案、議第22号議案、議第23号議案、はいずれも、埼玉県議会議員の定数並びに選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する等の条例案ですが、反対の立場から一括して討論します。

3議案はいずれも、議員定数を、1乃至4、乃至8人を削減するものです。定数の削減は、議会への民意の反映をせよめることから反対です。本県の議員定数は1978年に94とされて以来据え置かれてきました。この間、本県の人口は、1979年の482万人から2010年の719万人へと著しく増加しており、民意の反映という観点からは、大幅な議員定数の増が図られるべきで、以前の法定数で言えば上限120人となるところです。据え置きということ自体が、すでに実質的な定数削減となっていると考えます。

尚、削減の理由として、県民のくらしが厳しい、職員は削減してきた、だから議員も身を削るべき、といった主張がありました。しかし、定数削減で削られるのは県民の声であります。仮に財政削減を理由にするのであれば、議員歳費及び政務活動費などを見直すことや、税金を使つての議員の海外派遣を中止することの方が、よほど削減となるはずで、まずそれを実行してこそ、身を削ると言えるのではないのでしょうか。

さらに、議第21号議案ですが、現行の北3区から美里町が除かれています。

本庄市、美里町、神川町、上里町は、児玉郡市広域市町村圏組合を構成して、これまで消防や清掃、斎場等の広域行政を実施してきました。県議会での選挙区の見直しにかかわって、わが党には、現北3選挙区から美里町を除くとなる

と、児玉郡市としての一体性が損なわれことから反対との、強い意見が寄せられました。本庄市議会、美里町議会、神川町議会、上里町議会からは、同趣旨の意見書が県議会議長あてに提出されております。4議会の意見書がいずれも全会一致で採択されたことは、文字通り児玉郡市の総意であって尊重されなければなりません。よって、児玉郡市における歴史的経緯と総意を無視する変更には反対です。

以上